

増圧装置設置に関する維持管理誓約書

尾道市上下水道事業管理者 様

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

本人が署名してください。
法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに代表者印の押印

管理責任者

住所

氏名

本人が署名してください。
法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに代表者印の押印

直結増圧給水について、下記事項を遵守することを誓約します。

1. 使用者への周知

増圧装置について、次のような特徴を理解し使用者に周知徹底させるとともに、増圧装置についての苦情等を上下水道局に一切申し立てません。

- (1) 停電や故障等により増圧装置が停止し、断水や濁水が生じる場合があること。
- (2) 貯留機能がないため、配水管工事等の際に断水すること。
- (3) 増圧装置が停止した際、非常用共用給水栓が使用できる。(※設置した場合)

2. 定期点検等

- (1) 増圧装置および減圧式逆流防止器等の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要の都度保守点検または修繕を行います。
- (2) 故障等により断水が生じた場合に、速やかに復旧できるよう管理委託業者との間に、緊急連絡網等を作成し速やかに対処します。
- (3) 故障等により漏水が発生した場合、水道料金について異議申し立ては致しません。

3. 損害の補償

増圧装置に起因して逆流または漏水が発生し、上下水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って保障します。

4. 管理者等の変更

増圧装置の所有者および管理責任者等に変更が生じたときは、これらの誓約事項について十分説明し継承するとともに、速やかに新たな「増圧装置設置に関する維持管理誓約書」を上下水道局に提出します。

5. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。